

平成 29・30 年度学校給食用めん加工委託工場指定方針

公益財団法人静岡県学校給食会

1. 指定申請のできる工場

- (1) 本年度、学校給食用めん加工委託工場として指定されている工場で、引続き指定を希望する工場。
(指定更新希望工場)
- (2) 新たに指定を希望する工場で、別添「学校給食用小麦粉製品加工および炊飯委託工場指定要領」に適合し、県学校給食会が必要と認める工場。(新規指定希望工場)

2. 指定申請書の提出

- (1) 引き続き指定を希望する工場は、県学校給食会又は、工場が所属する団体（静岡県学校給食めん協同組合）から「委託工場指定申請書」の用紙を受け取り、平成 28 年 8 月 26 日（金）までに県学校給食会へ提出する。
- (2) 新たに指定を希望する工場は、県学校給食会から「委託工場指定申請書」の用紙を受け取り、平成 28 年 8 月 26 日（金）までに 1 部、県学校給食会へ提出する。

3. 工場の選定

- (1) 工場の選定は「学校給食用小麦粉製品加工および炊飯委託工場指定要領」の規定に基づいて行う。
- (2) 工場実地調査は、平成 28 年 10 月上旬から実施する。
- (3) 指定申請工場は、平成 28 年 4 月以降に実施された所轄保健所の「食品衛生監視票」に基づく監視指導の結果を、工場実地調査時まで用意する。
- (4) 委託工場選定委員会は、平成 29 年 1 月下旬に実施する。

4. 学校割当

委託工場として指定する工場への学校割当は、次の各事項を考慮して行う。

- (1) 工場の製造規模
- (2) 輸送距離の平均化
- (3) 市町教育委員会および工場所属団体の意見
- (4) 学校給食に対する実績

5. 委託工場決定の時期

平成 29 年 2 月上旬